

告 示

埼玉県告示第八百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器